

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	☐ 新規 ☒ 再提案 (H24・8・30 第131回総会；駒ヶ根市)			
種類	☐ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの ☐ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの ☒ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ☐ その他 ()		分野	☐ 総務文教 ☐ 社会環境 ☐ 経済 ☒ 危機管理建設
要望先	☐ 国	担当省庁		
	☒ 県	担当部局	建設部	
	☐ その他	名 称		
件名	23 市街地再開発事業補助金の継続について			
提案市	上田市			
要 提 旨 案	市街地における土地の有効活用や快適で暮らしやすいまちづくり（集約型都市構造）の推進を図るため、今後も補助金制度の継続を要望する。			
提案理由	国が推奨するコンパクトで持続可能なまちづくりを推進する上で、優良建築物等整備事業は、密集市街地における土地利用の共同化・高度化や老朽化した建物の更新など都市基盤の集約や、安全・安心で良好な住環境整備に寄与するとともに、民間再開発の誘導が期待でき、目指すべきまちづくりを推進するために有効かつ効果的な事業である。 また、住環境等の整備は、移住・交流を促進し、活動人口の増加が期待されることから、様々な社会活動の活性化にもつながるものと考える。 来年度、新規計画地区に対する県の補助金交付が危ぶまれており、この制度を活用した民間事業者の計画申請が見込まれているため、新規・継続問わず県補助金の対象とするよう要望する。			
現況及び課題等	狭小な土地や旧耐震基準の老朽建築物が密集する中心市街地においては、複雑な権利関係の調整等から、所有者個人では狭小な土地の集約化や建物の更新など、都市の再生は困難である。 当該事業に対する国の補助率は、地方公共団体が事業施行者に交付する補助金の1/2、かつ補助対象経費の1/3となっており、最終的に国1/3、地方1/3、施行者1/3という負担割合となる。このうち地方1/3を県と市町村が負担し、現在の負担割合は補助対象経費に対し、国10/30、県3/30、市町村7/30、施行者10/30となっている。 県補助金が交付されない場合、市町村の負担割合によっては、国の補助も1/3の負担割合とならない場合があり、施行者の事業存続にも影響を及ぼす可能性がある。			
法令関係	都市開発法 市街地再開発事業補助金交付要綱（県）			